# 2 書面手続の負担軽減

2 書面手続の負担軽減	
勧告	説明図表番号
(1) 申請に必要な書類に関する負担の軽減	
「申請負担軽減対策」においては、①申請書等の記載事項は、審査基準か	
らみて、必要不可欠のものに限る、②添付書類は、申請書等の記載事項の	
真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに	
限る、③既に保有している資料と同種のものについては提出を求めないと	
いった指針が示されている。	
今回、許認可等の申請書、届出書及び添付書類について調査した結果、	
次のとおり、改善が必要な事項がみられた。	
ア 行政機関が既に保有している情報と同種の添付書類を求めているもの	事例 2-(1)-ア-
行政機関が、申請の審査に必要な情報を、①他の部局が保存している、	1)~8
②紙媒体で保存しているため識別が容易でないなどの理由から、既に保	
有している情報と同種の添付書類の提出を求めている例がみられた(8	
事例)。	
なお、4事例については、本調査途上で是正措置等が講じられた。	
イ 添付書類を明確化することで申請書記載事項が削減できると考えられ るもの	事例 2-(1)-イ- ①、②
申請書の記載事項を裏付ける証明書類として、その写しを添付書類と	
して郵送すれば足りるものを、確認のために行政機関の窓口に持参させ	
ている例がみられた (2事例)。	
ウ 添付書類の原本証明の扱いが地域によって異なるもの	事例 2 - (1) - ウ
同じ届出で、添付書類に事業主の原本証明を求めている国の出先機関	
と求めていない出先機関とがある例がみられた (1事例)。	
【所見】	
したがって、関係府省は、申請に必要な書類に関する負担軽減及び申請	
者の利便を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。	
① 行政機関が既に保有している情報と同種の添付書類の提出は求めない	
こと。(法務省、厚生労働省、経済産業省)	
② 申請者の負担軽減につながる場合、確認のために行政機関の窓口に持	
参させている証明書類を、添付書類として位置付け、関連する申請書の	
記載事項を削減するよう検討すること。(厚生労働省)	
③ 真実性の裏付け又は諾否の判断に必要不可欠とはいえない事業主の原	
本証明を、添付書類に求めることを取りやめること。(厚生労働省)	

## 事例 2-(1)-ア-①

府 省 名 法務省

関係法令名 国籍法(昭和25年法律第147号)

件 名 帰化許可申請

調査結果

帰化をするには、帰化をしようとする者の住所地を管轄する法務局 又は地方法務局の長を経由して法務大臣の許可を得なければならない(国籍法第4条第2項及び国籍法施行規則(昭和59年法務省令第39号)第2条第1項)。また、帰化の許可申請に当たって、申請書には帰化に必要な条件を備えていることを証するに足りる書類を添付しなければならない(国籍法施行規則第2条第3項)。

国籍法第5条には、帰化の許可条件の一つとして「引き続き5年以上日本に住所を有すること」が規定されており、これまで、この証明資料として、市区町村が交付する「外国人登録原票記載事項証明書」が用いられてきた。

しかし、平成24年7月、新たな在留管理制度が導入されたことに伴い外国人登録制度が廃止され、それまで市区町村で保管されていた外国人登録原票は法務省入国管理局に送付され、保管されることとなったため、「引き続き5年以上日本に住所を有すること」を証明する資料として外国人登録原票を用いる場合、帰化申請者は、法務省大臣官房に対し自己の外国人登録原票の開示請求を行うこととなった。そのため、市町村の窓口において即日交付されていたものが、1か月程度を要することとなった。

これについて、帰化許可申請者などは、帰化許可の申請先と外国人 登録原票の保有機関が同一の法務省であるため、開示請求の手間を省 略してほしいとしている。

(参考) 帰化許可申請人数 9,940人 (平成24年)

改善の方向

法務省は、帰化許可申請に必要な添付書類のうち、入国管理局が保有している外国人登録原票に記載された情報については、帰化申請者による開示請求によることなく、法務局又は地方法務局がこれを利用して審査する枠組みを構築することを検討する必要がある。

## 事例 2-(1)-ア-②

府 省 名 厚生労働省

関係法令名 雇用保険法 (昭和49年法律第116号)

件 名 雇用調整助成金支給申請

調査結果

政府は、被保険者等の失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業を行うことができる(雇用保険法第62条)。雇用調整助成金の支給はその一つである(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第102条の2)。

雇用調整助成金は、事業者が、都道府県労働局に「休業等実施計画届」を提出し、休業・教育訓練等を実施した上で、「休業等支給申請書」を提出することにより支給される。支給は給与算定期間ごとに行われるため、手続は毎月必要である。

大阪労働局は、休業等実施計画届に「前回の休業等実施計画届」の 添付を求めている。また、支給申請書に「休業等実施計画届」及び「休 業協定書」の添付を求めている。

これらの添付書類はいずれも、事業者が既に大阪労働局に提出しているものであるが、同局では、当初、事業所別の文書ファイルによる整理を検討したが、実現できず、時系列別に大型段ボール箱(約60 cm四方)に詰め込み、その後の利用が困難な状態で保存(5年間で約1,000箱)しているため、事業者に同一の書類を繰り返し提出させることとなっている。このため、例えば同局管内のA商事会社が2年間に24回行った実施計画届では、提出済みの「休業等実施計画届」が繰り返し提出されている。

厚生労働省は、「緊急雇用対策」(平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定)で設定されている処理期間内(初回申請は2か月以内、2回目以降は1か月以内)に支給するためのやむを得ない措置だったと説明している。

(参考) 雇用調整助成金受給事業所数(平成23年度) 全国約52万事業所 大阪労働局約5万2,000事業所

改善の方向

厚生労働省は、申請者の負担軽減及び行政事務の効率的実施の観点から、雇用調整助成金の支給申請に係る書類を利用可能な状態で保存する措置を検討する必要がある。

## 事例 2-(1)-ア-③

府 省 名 厚生労働省

関係法令名 雇用保険法 (昭和49年法律第116号)

件 名 雇用保険適用事業所設置届

## 調査結果

事業主は、雇用保険関係の成立に関する手続を済ませた後、登記事項証明書、賃金台帳、労働者名簿などを添付し、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に事業所設置届を提出しなければならない(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第141条)。

北海道労働局は、独自に策定している「不正受給防止対策要綱」により、平成10年4月から、事業所設置届の添付資料として「在籍従業員名簿」を追加している。

この「在籍従業員名簿」は、全従業員の氏名、生年月日、住所、雇 用年月日、職種、雇用形態、賃金月額及び所定労働時間を記載するも のであるが、被保険者については、設置届の添付書類である「労働者 名簿」と同時期に提出している「資格取得届」の記載事項と一致して おり二重の提出となっている。

同局が「在籍従業員名簿」の提出を求める理由は、事業所設置時に おいて、被保険者以外のパート労働者などを含む全従業員を確認し、 後日、設置年月日以前に遡及した届出を防止するとともに、パート労 働者や同居の親族を被保険者として取り扱うことの適否について確 認を行うためである。

調査対象とした事業者は、被保険者について同一の情報を繰り返し提出することを疑問視している。

表	久夕	籓笁	の記載	車項(	ひ下幹
1X	1171	伊工	ひょう 月 風火		ノレルエソ

記載事項	在籍 従業員 名簿	労働者 名簿	資格 取得届
氏名	0	0	0
生年月日	0	0	0
住所	0	0	×
雇入年月日	0	0	0
業務の種類(職種)	0	0	0
雇用形態	0	×	0
賃金月額(単価)	0	×	0
所定労働時間	0	×	0
履歴	×	0	×
性別	×	0	0
退職、死亡年月日	×	0	×

<sup>(</sup>注) 当省の調査結果による。

(参考) 新規雇用保険事業所数 全国 9 万3,701事業所(平成24年度)

改善の方向

厚生労働省は、添付書類に関する負担軽減を図る観点から、別途提出されている「労働者名簿」及び「資格取得届」の記載事項と一致しており、法令上の添付書類ではない「在籍従業員名簿」の提出を求めないよう各都道府県労働局を指導する必要がある。

## 事例 2-(1)-ア-④

府 省 名 経済産業省

関係法令名 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法 律第97号。以下、本事例において「官公需法」という。)

件 名 官公需適格組合証明更新申請

調査結果

官公需法に基づき毎年度閣議で決定される「中小企業者に関する国 等の契約の方針」では、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格 組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとす る」こととされている。

中小企業庁の官公需適格組合の証明は、「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」(昭和61年6月9日付け61企庁第834号。以下、本事例において「官公需確認要領」という。)により、都道府県中小企業団体中央会の事実確認を経て、経済産業局が行い、その有効期間は3年である。

経済産業局は、証明後もその有効期間中に、官公需適格組合の実情を定期的に把握し、適宜指導する必要があることから、官公需適格組合に対し、毎事業年度総会の承認又は議決の日から1か月以内に決算関係書類、収支予算書及び事業計画書を「中間資料」として提出するよう求めている(官公需確認要領1.(3)ケ.①)。

また、更新申請では、決算関係書類、収支予算書及び事業計画書については、その内容に変更がないことが確認できるときに省略可能な添付書類とされておらず、変更の有無にかかわらず、決算関係書類、収支予算書及び事業計画書を提出しなければならない(「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領の運用について」(昭和61年7月21日付け61企庁第1247号))。

このため、官公需適格組合は、中間資料として提出した資料を更新申請の際に二重に提出しなければならず、調査対象とした官公需適格組合に所属する事業者は、更新申請の際に提出する資料の省略を認めてほしいとしている。

改善の方向

経済産業省は、更新申請の受付に当たり、「中間資料」と同内容の 添付資料について省略する措置を講ずる必要がある。

## 事例 2-(1)-ア-⑤

府 省 名 厚生労働省

関係法令名 雇用保険法 (昭和49年法律第116号)

件 名 キャリア形成促進助成金 (有期実習型訓練) 訓練実施計画届及び同助 成金支給申請

調査結果

政府は、被保険者等の能力の開発及び向上を促進するため、能力開発事業を行うことができる(雇用保険法第63条)。キャリア形成促進助成金の支給はその一つである(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第124条)。

北海道労働局は、キャリア形成促進助成金のうち有期実習型訓練の支給を受けるための訓練実施計画届及び支給申請書の受付に当たり、申請者が雇用保険の適用事業所の事業主であること、訓練対象労働者が雇用保険の被保険者であることを確認するため、それぞれ「雇用保険適用事業所設置届の写し」及び「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し」の提出を求めている。

これらは、「キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)支給要領」で明記されているとおり、都道府県労働局が、それぞれ、ハローワークシステム(コンピュータ端末)、雇用保険被保険者台帳で確認できるものであり、北海道労働局は、申請者に負担を課している。

(参考) キャリア形成促進助成金 (有期実習型訓練) の支給件数 (平成24年度)

全国2,160件 北海道労働局105件

備 考 キャリア形成促進助成金の有期実習型訓練は、本調査途上の平成25 年5月16日に廃止された。

## 事例 2-(1)-ア-⑥

府 省 名 厚生労働省

関係法令名 雇用保険法 (昭和49年法律第116号)

件 名 キャリア形成促進助成金支給申請

調査結果

政府は、被保険者等の能力の開発及び向上を促進するため、能力開発事業を行うことができる(雇用保険法第63条)。キャリア形成促進助成金の支給はその一つである(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第124条)。

福岡労働局は、キャリア形成促進助成金の支給申請書の受付に当たり、法令及び「キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)支給要領」では添付書類とされていない「訓練実施計画届(控)」の提出を求めている。

福岡労働局は、申請者が、支給申請書の「計画受付番号」欄に誤った受付番号を記載した場合に備えるために提出させているものであるとしているが、一部の申請者の誤記に備えるため申請者全体の負担を増大させている。

(参考) キャリア形成促進助成金の支給件数(平成24年度) 全国19,577件 福岡労働局614件

備 考 厚生労働省は、本調査途上の平成25年6月、福岡労働局に対し、保 有情報と同種の添付書類を求めることがないよう指導した。

## 事例 2-(1)-ア-(7)

府 省 名 経済産業省

関係法令名 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法 律第97号。以下、本事例において「官公需法」という。)

件 名 官公需適格組合証明申請

調 査 結 果 官公需法に基づき毎年度閣議で決定される「中小企業者に関する国 等の契約の方針」では、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格 組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとす る」こととされている。

中小企業庁の官公需適格組合の証明は、「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」(昭和61年6月9日付け61企庁第834号。以下、本事例において「官公需確認要領」という。)により、都道府県中小企業団体中央会の事実確認を経て、経済産業局が行っている。

北海道中小企業団体中央会及び北海道経済産業局は、工事に係る証明において、官公需確認要領で添付書類とされている共同受注委員及び企画・調整委員の「委嘱状」の写しに加え、官公需確認要領では添付書類とされていない共同受注委員及び企画・調整委員の「承諾書」の写しという、同一事項の証明書類を2種類求めている。

備 考 経済産業省は、北海道経済産業局に対し、官公需確認要領に規定している添付書類以外の資料について画一的に提出を求めることがないよう指導するとともに、本調査途上の平成25年5月、官公需確認要領を改正し、「委嘱状」の添付を不要とする是正措置を講じた。

## 事例 2-(1)-ア-(8)

府 省 名 経済産業省

関係法令名 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法 律第97号。以下、本事例において「官公需法」という。)

件 名 官公需適格組合証明更新申請

調査 結果 官公需法に基づき毎年度閣議で決定される「中小企業者に関する国等の契約の方針」では、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格

組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとす

る」こととされている。

中小企業庁の官公需適格組合の証明は、「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」(昭和61年6月9日付け61企庁第834号。以下、本事例において「官公需確認要領」という。)により、都道府県中小企業団体中央会の事実確認を経て、経済産業局が行い、その有効期間は3年である。

官公需適格組合は、住所、組合名、代表者氏名等の証明申請書の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨届け出なければならない(官公需確認要領1.(3)キ.)。

この変更届の受付に当たり、中部経済産業局は、登記簿謄本又は登記事項証明書の添付を求めている。

また、更新申請では、登記簿謄本又は登記事項証明書については、 その内容に変更がないことが確認できるときに省略可能な添付書類 とされておらず、変更の有無にかかわらず、登記簿謄本又は登記事項 証明書を添付しなければならない(「官公需適格組合の証明及び競争 契約参加資格申請書の内容確認要領の運用について」(昭和61年7月 21日付け61企庁第1247号。以下、本事例において「官公需確認要領の 運用」という。))。

このため、官公需適格組合は、変更届に添付した登記簿謄本又は登 記事項証明書を更新申請の際に二重に提出しなければならず、調査対 象とした官公需適格組合に所属する事業者は、更新申請の際には提出 の省略を認めてほしいとしている。

備 考 経済産業省は、本調査途上の平成25年5月、官公需確認要領及び官 公需確認要領の運用を改正し、変更がない場合の登記簿謄本又は登記 事項証明書の添付を省略する是正措置を講じた。 府 省 名 厚生労働省

関係法令名 職業安定法 (昭和22年法律第141号)

件 名 有料職業紹介事業許可申請、有料職業紹介事業更新許可申請及び有料 職業紹介事業変更届

無料職業紹介事業許可申請、無料職業紹介事業更新許可申請及び無料職業紹介事業変更届

特別の法人の行う無料職業紹介事業届及び特別の法人の行う無料職 業紹介事業変更届

## 調査結果

職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣(都道府県労働局長を経由)の許可を受けなければならない(職業安定法第30条ほか)。

また、事業者は、職業紹介業務の従事者50人について1人の職業紹介責任者を選任し(同法第32条の14ほか)、事業許可申請書、更新申請書及び変更届出書に、その者の氏名及び住所のほか、その者が受講した職業紹介責任者講習の名称、年月日及び場所を記載しなければならない。これは、職業紹介責任者による講習受講が、許可基準の一つとされているためである。

申請等を受け付ける都道府県労働局は、申請書等の記載事項と講習 の実施機関から厚生労働省に提出されている受講者名簿(開催者番 号、講習会場番号、受講者番号、受講年月日、受講者氏名)を照らし 合わせることで、その真実性を確認できる仕組みとなっている。

しかし、次表の5労働局は、確認作業が煩雑となるため、申請書等の受付に当たり、「職業紹介責任者講習会の受講証明書(写)」(受講者名簿と同内容が記載)の窓口持参又は提出を求めている。

表 5 労働局における受講証明書(写)の提出等の状況

労働局名	受講証明書(写)の持参・提出の例
北海道労働局	確認資料(持参)
東京労働局	確認資料(持参)
愛知労働局	確認資料 (持参)
大阪労働局	添付書類
福岡労働局	提出書類

(注) 各労働局のホームページに基づき当省が作成した。

# (参考) ① 有料職業紹介事業許可申請件数(平成23年度) 1,367件

- ② 有料職業紹介事業更新許可申請件数(平成23年度) 2.103件
- ③ 有料職業紹介事業変更届出件数(平成23年度) 1万1,247件

- ④ 無料職業紹介事業許可申請件数(平成23年度) 139件
- ⑤ 無料職業紹介事業更新許可申請件数(平成23年度) 146件
- ⑥ 無料職業紹介事業変更届出件数(平成23年度) 1,013件
- ⑦ 特別の法人の行う無料職業紹介事業届出(平成23年度) 727件
- ⑧ 特別の法人の行う無料職業紹介事業変更届出件数(平成23年度)

1,665件

- ⑨ 職業紹介責任者講習の受講者数(平成24年度)1万652人
- (注) いずれも全国の数値である。

改善の方向 厚生労働省は、申請者の負担軽減及び行政事務の効率化を図る観点 から、「職業紹介責任者講習会の受講証明書(写)」を添付書類とす ることにより、職業紹介責任者の講習受講に関する申請書等の記載事 項を削減することを検討する必要がある。 府 省 名 厚生労働省

関係法令名 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下、本事例において「労働者派遣法」という。)

件 名 一般労働者派遣事業許可申請、一般労働者派遣事業更新許可申請及び 一般労働者派遣事業変更届

調 査 結 果 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣(都道府県 労働局長を経由)の許可を受けなければならない(労働者派遣法第5 条)。

また、派遣元事業主は、所属する派遣社員100人に対して1人以上の派遣元責任者を選任し(労働者派遣法第36条)、事業許可申請書、更新申請書及び変更届出書に、その者の氏名及び住所のほか、その者が派遣元責任者講習を受講した年月日、場所及び同講習の受講証明書に記載された番号(開催者番号、講習会場番号、受講者番号)を記載しなければならない。これは、派遣元責任者による講習受講が、許可基準の一つとされているためである。

申請等を受け付ける都道府県労働局は、申請書等の記載事項と講習の実施機関から厚生労働省に提出されている受講者名簿(開催者番号、講習会場番号、受講者番号、受講年月日、受講者氏名)を照らし合わせることで、その真実性を確認できる仕組みとなっている。

しかし、次表の5労働局のうち3労働局は事業許可申請書の受付に 当たり、「派遣元責任者講習の受講証明書(写)」の提出を求め、2 労働局では提出不要である。

表 5労働局における受講証明書(写)の提出等の状況

労働局名	受講証明書(写)の提出の要否
北海道労働局	添付書類
東京労働局	(未記載→不要)
愛知労働局	(未記載→不要)
大阪労働局	添付書類
福岡労働局	提出書類

(注) 各労働局のホームページに基づき当省が作成した。

- (参考) ① 一般労働者派遣事業許可申請件数(平成23年度) 1,372件
  - ② 一般労働者派遣事業更新許可申請件数(平成23年度) 3.149件
  - ③ 一般労働者派遣事業変更届出件数(平成23年度) 1万6,290件
  - (注) いずれも全国の数値である。

改善の方向

厚生労働省は、申請者の負担軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、「派遣元責任者講習の受講証明書(写)」を添付書類とすることにより、派遣元責任者の講習受講に関する申請書等の記載事項を削減することを検討する必要がある。

## 事例 2-(1)-ウ

府 省 名 厚生労働省

関係法令名 雇用保険法 (昭和49年法律第116号)

件 名 雇用保険被保険者資格喪失届、高年齢雇用継続基本給付金支給申請、 育児休業給付金支給申請及び介護休業給付金支給申請

## 調査結果

事業主は、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る 被保険者でなくなったことについて、10日以内に、雇用保険被保険者 資格喪失届に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の 書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に 提出しなければならない(雇用保険法第7条及び雇用保険法施行規則 (昭和50年労働省令第3号)第7条)。

また、高年齢雇用継続基本給付金(雇用保険法第61条)、育児休業給付金(同法第61条の4)及び介護休業給付金(同法第61条の6)の支給を受けるためには、支給申請書に労働者名簿、賃金台帳その他の書類を添付して事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出しなければならない(雇用保険法施行規則第101条の5、第101条の13、第101条の19)。

九州 7 県に事業所を設置している A 事業者は、雇用保険被保険者資格 要失届及び各給付金の支給申請のための書類を本社で一括して作成しているが、提出する公共職業安定所のうち宮崎公共職業安定所のみが、添付書類の賃金台帳及び出勤簿に、社長印を押印した原本証明を求めている。

このため、宮崎公共職業安定所管内の事業所についてのみ、申請・ 届出の都度、社内決裁等の負担が生じている。

## (参考)全国の申請・届出件数(平成23年度)

雇用保険被保険者資格喪失届出件数 約679万7,000件 高年齢雇用継続基本給付金支給申請件数 約435万9,000件 育児休業給付金支給申請件数 約104万8,000件 介護休業給付金支給申請件数 約 1万5,000件

宮崎公共職業安定所管内での申請・届出件数(平成24年度)

雇用保険被保険者資格喪失届出件数27,169件高年齢雇用継続基本給付金支給申請件数10,880件育児休業給付金支給申請件数4,644件介護休業給付金支給申請件数29件

改善の方向 厚生労働省は、申請者の負担軽減を図る観点から、添付書類に、必 要不可欠ではない原本証明を求めないよう、各都道府県労働局を指導 する必要がある。

<u> </u>	説明図表番号
(2) 申請に必要な書類の提出方法等に関する負担の軽減	
今回、申請に必要な各種書類の提出方法等について調査した結果、次の	
とおり、改善が必要な事項がみられた。	
ア 申請書の記載要領が公表されていないもの	事例 2-(2)-ア
オンライン利用が可能な手続で、申請書の記載要領がインターネット	
上で公表されていない一方、申請者が行政機関の窓口に相談に訪れた場	
合には当該要領が手渡されている例がみられた(1事例)。	
イ 事前に審査基準を満たすかどうかを知るための情報の公表が不十分な	事例 2-(2)-イ
もの	
審査基準は公表されているものの、申請内容を具体的に当てはめた場	
合に基準を満たすかどうかを予測するための情報の公表が不十分な例が	
みられた (1事例)。	
   ウ 届出書の提出期限に時間的な余裕がないもの	事例 2 -(2)-ウ-
登記事項証明書を添付書類とする変更届の提出期限を、登記事項証明	①~③
書交付の前提となる変更登記の期限(2週間)よりも短い「10日以内」	•
と定めているため、届出者の負担が重くなっている例がみられた(3事	
例)。	
場合に限り「20日以内」に延長している手続がある。	
エ 義務付けられていない「出頭手続」が通例となっているもの	事例 2-(2)-エ-
義務付けられていない「出頭手続」(申請者・届出者が書類を行政機	①~③
関の窓口に持参して行う手続)が通例となっている例がみられた(3事	
例)。	
他方、一部の都道府県では、申請者・届出者の負担を軽減する観点か	
ら、郵送受付を導入している。	
なお、1事例については、本調査途上の平成25年8月に是正措置が講	
じられた。	
│ │ オ 添付書類が省略可能であることがインターネット上で注記されていな	事例 2 - (2) - オ
いもの	
一定の要件を満たした場合に添付書類の省略が可能となることが、イ	
ンターネット上で注記されていない例がみられた(1事例)。	
なお、この例については、本調査途上の平成25年8月に是正措置が講	
じられた。	

# 【所見】

したがって、関係府省は、申請に必要な書類の提出方法等に関する負担 軽減及び申請者の利便を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 申請書の記載要領をインターネット上で公表すること。(金融庁)
- ② 申請者の予見可能性を高め、無用な申請負担を課さないため、審査基準を満たすかどうかを予測するための可能な限りの情報提供を検討すること。(財務省)
- ③ 登記事項証明書を添付書類とする変更届について、変更登記の期限(2週間)を考慮した提出期限とするよう検討すること。(厚生労働省、環境省)
- ④ 申請書及び届出書の窓口機関に対し、郵送受付の導入例などを情報提供することにより、申請者等の利便を図る取組を推進すること。(金融庁、環境省)

## 事例 2-(2)-ア

府 省 名 金融庁

関係法令名 資金決済に関する法律(平成21年法律第59号。以下、本事例において 「資金決済法」という。)

件 名 第三者型前払式支払手段発行者の登録申請

調査結果

第三者型前払式支払手段(商品券、ギフト券、プリペイドカード、サーバ式前払支払手段(注)など)の発行業務は、内閣総理大臣の登録(権限は金融庁長官を経て財務局長に委任)を受けた法人でなければ行ってはならない(資金決済法第7条)。

(注) サーバ式前払支払手段とは、主にインターネット上で利用される電子マネーなどである。

この登録申請は、窓口持参(出頭)、郵送、オンラインのいずれの 方法でも行えるが、「記載要領」がインターネット上で公表されてい ないため、調査対象としたA事業者は、書類作成に負担感があったと している。

なお、関東財務局の場合、申請者が管内の財務事務所に相談に訪れた場合に限り、同局が作成した「記載要領」を手渡している。

(参考) 第三者型前払式支払手段発行者数 1,064発行者(平成25 年4月現在)

第三者型前払式支払手段発行者の登録件数 20件 (平成24 年度)

改善の方向

金融庁は、申請者の利便を図る観点から、第三者型前払式支払手段の登録申請の「記載要領」を作成し、インターネット上で公表する必要がある。

事例 2-(2)-イ

府 省 名 財務省

関係法令名 たばこ事業法(昭和59年法律第68号)

件 名 製造たばこの小売販売業の許可申請及び製造たばこの小売販売業の営業所 移転の許可申請

調査結果

製造たばこの小売販売を業として行おうとする者は、営業所ごとに財務大臣(権限を財務局長に委任)の許可を受けなければならない(たばこ事業法第22条)。

財務大臣は、予定営業所と最寄りの小売販売業者の営業所との距離が、予定営業所の所在地の区分ごとに25mから300mまでの範囲内で定める距離に達しない場合、許可をしないことができる(同法第23条及びたばこ事業法施行規則(昭和60年大蔵省令第5号)第20条)。

「距離基準」の要素である環境区分は、事務を委任されている日本たばこ 産業株式会社による申請ごとの現地調査を経て決定されるため、「距離基準」 を表した地図は公表されておらず、また、全ての既存たばこ販売店の所在地 は公表されていない。さらに、財務局は、問い合わせにも応答しないことと している。

調査対象とした事業者は、許可されたたばこ販売店の商号、所在地及び環境区分は、1か月分を1か月間、財務局が公表しているが、申請後の現地調査で距離基準の変更があり得ることを前提としても、全ての小売販売店の所在地及び環境区分を公表してほしいとしている。

これについて、財務省は、環境区分は、予定営業所の面する街路区画の状況を踏まえ認定するものであり、街路区画の状況は日々刻々と変化することから、全ての街路区画の状況の変化を漏れなくモニタリングすることは不可能であるとしている。

表 申請場所における区分ごとの距離基準

		環境区分				
		繁華街A	繁華街B	市街地	住宅地A	住宅地B
地	指定都市	25m	50m	100m	200m	300m
域区	市制施行地	50m	100m	150m	200m	300m
分	町村制施行地	-	_	150m	200m	300m

(注1) 「たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項」(平成10年大蔵省告示第74号)に基づき当省が作成した。

(注2) 繁華街A:遊興飲食店が200店以上連続している街路等

繁華街B:繁華街A以外の繁華街

市街地:市街地形成施設が20%を超える部分を占めている街路

住宅地A:住宅地B以外の住宅地

住宅地B:農地が2分の1を超える部分を占めている街路等

(参考) たばこ販売許可店数 約27万4,000件(平成23年度末)製造たばこの小売販売業の申請件数 12,548件(平成24年度)

改善の方向

財務省は、申請者の利便性向上の観点から、許可情報の公表期間の延長など、許可に関する予測可能性を高めるための措置を講ずることについて検討する必要がある。

府 省 名 厚生労働省

関係法令名 職業安定法 (昭和22年法律第141号)

件 名 有料職業紹介事業変更届、無料職業紹介事業変更届及び特別の法人の 行う無料職業紹介事業変更届

調査結果

事業者は、許可申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、 厚生労働大臣(都道府県労働局を経由)に届け出なければならない(職業安定法第32条の7、第33条第4項、第33条の3第2項)。

この「遅滞なく」の提出期限は、具体的に、代表者、役員及び事業所の名称、所在地などは「変更に係る事実のあった翌日から起算して10日以内」、職業紹介責任者の氏名及び住所は「変更に係る事実のあった翌日から起算して30日以内」とされている(職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)第23条、第25条、第25条の3)。

また、変更届には、定款、登記事項証明書(登記簿に記録されている事項を証明した書面)、役員の住民票の写しなどを添付しなければならない。

つまり、変更後の登記事項証明書を添付しなければ、変更届を提出できないが、登記事項証明書の交付の前提となる変更登記の期限は「2週間以内」(会社法(平成17年法律第86号)第915条)となっており、変更登記の標準処理期間は、申請書の提出から即日ないし10日程度とされている。

そのため、仮に、株主総会翌日に変更登記と登記事項証明書の交付申請を行っても、変更届の提出期限の10日を超過する可能性があり、調査対象とした事業者は、いずれも提出期限の延長を求めている。

厚生労働省は、変更届の提出期限を「10日以内」としている理由を許可申請書の記載事項の変更を速やかに把握する必要があるためとしている。しかし、例えば、古物営業法(昭和24年法律第108号)第7条第1項の規定に基づく古物営業の変更届の提出期限は「変更の日から14日以内」とされているが、登記事項証明書を添付すべき場合には「変更の日から20日以内」とされており(古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第5条第3項)、申請者の負担軽減が図られている。

- (参考) ① 有料職業紹介事業変更届出件数(平成23年度) 1万1,247件
  - ② 無料職業紹介事業変更届出件数(平成23年度) 1.013件

③ 特別の法人が行う無料職業紹介事業変更届出件数 (平成23年度)

1,665件

改善の方向
厚生労働省は、申請者の負担軽減を図る観点から、変更届に登記事

項証明書の添付を求める場合、変更登記の期限(2週間以内)を考慮

した提出期限とすることを検討する必要がある。

事例 2-(2)-ウ-②

府 省 名 厚生労働省

関係法令名 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下、本事例において「労働者派遣法」という。)

件 名 一般労働派遣事業変更届

調 査 結 果 一般派遣元事業主は、許可申請書の記載事項に変更があったとき は、遅滞なく、厚生労働大臣(都道府県労働局を経由)に届け出なけ ればならない(労働者派遣法第11条)。

この「遅滞なく」の提出期限は、具体的に、代表者、役員及び事業所の名称、所在地などは「変更に係る事実のあった翌日から起算して10日以内」、派遣元責任者の氏名及び住所は「変更に係る事実のあった翌日から起算して30日以内」とされている(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号)第8条)。

また、変更届には、定款、登記事項証明書(登記簿に記録されている事項を証明した書面)、役員の住民票の写しなどを添付しなければならない。

つまり、変更後の登記事項証明書を添付しなければ、変更届を提出できないが、登記事項証明書の交付の前提となる変更登記の期限は「2週間以内」(会社法(平成17年法律第86号)第915条)となっており、変更登記の標準処理期間は、申請書の提出から即日ないし10日程度とされている。

そのため、仮に、株主総会翌日に変更登記と登記事項証明書の交付申請を行っても、変更届の提出期限の10日を超過する可能性があり、調査対象とした事業者は、いずれも提出期限の延長を求めている。

厚生労働省は、変更届の提出期限を「10日以内」としている理由を 許可申請書の記載事項の変更を速やかに把握する必要があるためと している。しかし、例えば、古物営業法(昭和24年法律第108号)第 7条第1項の規定に基づく古物営業の変更届の提出期限は「変更の日 から14日以内」とされているが、登記事項証明書を添付すべき場合に は「変更の日から20日以内」とされており(古物営業法施行規則(平 成7年国家公安委員会規則第10号)第5条第3項)、申請者の負担軽 減が図られている。

(参考) 一般労働者派遣事業変更届出件数(平成23年度) 1万6,290件 改善の方向

厚生労働省は、申請者の負担軽減を図る観点から、変更届に登記事項証明書の添付を求める場合、変更登記の期限(2週間以内)を考慮した提出期限とすることを検討する必要がある。

府 省 名 環境省

関係法令名 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下、 本事例において「廃棄物処理法」という。)

件 名 産業廃棄物収集運搬業変更届、特別管理産業廃棄物収集運搬業変更 届、産業廃棄物処分業変更届及び特別管理産業廃棄物処分業変更届

調査結果

産業廃棄物収集運搬業者又は処分業者は、名称、役員などを変更したときは、「変更の日から10日以内」に都道府県に届け出なければならない。また、当該届出には、登記事項証明書等を添付しなければならない(廃棄物処理法第14条の2第3項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第10条の10、第10条の23)。

つまり、変更後の登記事項証明書を添付しなければ、変更届を提出できないが、登記事項証明書の交付の前提となる変更登記の期限は「2週間以内」(会社法(平成17年法律第86号)第915条)となっており、変更登記の標準処理期間は、申請書の提出から即日ないし10日程度とされている。

そのため、仮に、株主総会翌日に変更登記と登記事項証明書の交付 請求を行っても、変更届の提出期限の10日を超過する可能性がある。

調査対象の事業者は、法務局における変更登記の手続は、標準処理 期間を超えることもあり、期限内に変更届を提出するのは困難である ため、提出期限を延長してほしいとしている。

環境省は、変更届の提出期限を「10日以内」としている理由を欠格 要件に該当する者を確実かつ迅速に排除するためとしている。しか し、例えば、古物営業法(昭和24年法律第108号)第7条第1項の規 定に基づく古物営業の変更届の提出期限は「変更の日から14日以内」 とされているが、登記事項証明書を添付すべき場合には「変更の日か ら20日以内」とされており(古物営業法施行規則(平成7年国家公安 委員会規則第10号)第5条第3項)、申請者の負担軽減を図っている。

改善の方向

環境省は、申請者の負担軽減を図る観点から、変更届に登記事項証明書の添付を求める場合、変更登記の期限(2週間以内)を考慮した提出期限とすることを検討する必要がある。

## 事例 2-(2)-エ-(1)

府 省 名 金融庁

関係法令名 資金決済に関する法律(平成21年法律第59号。以下、本事例において 「資金決済法」という。)

件 名 第三者型前払式支払手段の発行者への登録済通知書の交付

調査結果

第三者型前払式支払手段(商品券、ギフト券、プリペイドカード、サーバ式前払支払手段(注)など)の発行業務は、内閣総理大臣(権限は金融庁長官を経て財務局長に委任)の登録を受けた法人でなければ行ってはならない(資金決済法第7条)。

(注) サーバ式前払支払手段とは、主にインターネット上で利用される電子マネーなどである。

この登録申請は、窓口持参(出頭)、郵送及びオンラインのいずれ の方法でも行えるが、登録済通知書の交付方法等について特段の定め はない。

金融庁は、登録済通知書の交付については、各財務局等が必要に応じて郵送等の取扱いを行っているとしているが、インターネット上では郵送による交付に関する周知は行われていない。

例えば、関東財務局の場合、事業者に出頭させて登録済通知書を交付した後、「前払式支払手段の発行に関する報告書」の作成指導を行うのが通例となっている。このように、この手続では、行政機関に出頭する負担がなくなる郵送又はオンライン申請の利点が、手続の最終段階で減じられている。

調査対象とした事業者は、作成指導はこれを希望する事業者に限って行うこととし、郵送による交付を認めてほしいとしている。

(参考) 第三者型前払式支払手段発行者数 1,064発行者(平成25年 4月現在)

改善の方向 金融庁は、申請者の利便を図る観点から、郵送による登録済通知書 の交付が可能であることをインターネット上で周知する必要がある。

府 省 名 環境省

関係法令名 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下、 本事例において「廃棄物処理法」という。)

件 名 産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請、産業廃棄物処分業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請、特別管理産業廃棄物処分業許可申請、同更新許可申請及び同事業範囲変更許可申請

調 査 結 果 産業廃棄物に係る各種手続は、一般的に、申請者及び届出者が都道 府県の窓口に書類を持参する方法(出頭手続)で行われている。

鹿児島県を除く九州各県及び山口県の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているA事業者(福岡県)は、宮崎県及び山口県が郵送による申請を認めているのに対し、他の5県が窓口への書類の持参を求めていることから、時間的・経済的負担が大きいとしている(福岡県の手続では往復2時間、佐賀県、長崎県、熊本県及び大分県の手続では日帰り1日を要する。)。

このように、産業廃棄物に係る各種手続は、都道府県によって申請者の負担が異なっている。

#### (参考) 許可件数(平成22年度)

• 産業廃棄物収集運搬業

(新規) 15,567件 (更新) 36,252件 (変更) 3,256件

• 産業廃棄物処分業

(新規) 495件 (更新) 2,270件 (変更) 540件

•特別管理産業廃棄物収集運搬業

(新規) 1,268件 (更新) 3,063件 (変更) 463件

• 特別管理産業廃棄物処分業

(新規) 34件 (更新) 86件 (変更) 27件

・複数の都道府県で許可を受けている事業者数 (平成25年6月現 在)

約6万事業者

改善の方向 環境省は、申請者及び届出者の利便を図る取組の一例として、廃棄 物処理法の各種手続における書類の郵送受付などの取組事例を都道 府県に情報提供する必要がある。

# 事例 2-(2)-エ-③

府 省 名 国土交通省

関係法令名 建設業法 (昭和24年法律第100号)

件 名 建設業に係る各種変更届

## 調査結果

建設業者は、建設業法第3条の規定に基づき、二以上の都道府県で営業する場合は国土交通大臣の許可(権限を地方整備局長等に委任)、一の都道府県のみで営業する場合は管轄する都道府県知事の許可を受けなければならず、許可に係る各種手続は、一般的に、申請者及び届出者が都道府県の窓口に書類を持参する方法(出頭手続)で行われている。

国土交通省は、大臣許可に係る各種手続は建設業法に基づき都道府 県知事を経由しなければならないが、提出方法に関して定めたものは なく、郵送を認めないとした制限は設けていないため、郵送による提 出を妨げるものではないとしている。

調査対象とした4府県(大阪、埼玉、愛知及び沖縄)のうち、大阪府は平成22年4月から、埼玉県は21年12月からの試行を経て24年4月から、出頭回数の軽減、待ち時間の短縮などのサービス向上を図るため、知事許可に係る変更届などに限り、郵送による手続を認めている。

一方、愛知県及び沖縄県は、大臣許可、知事許可ともに全ての手続 が出頭手続により行われており、都道府県によって申請者の負担が異 なっている。

## 表 大阪府及び埼玉県において書類の郵送が認められている手続

#### 大阪府

- ・知事許可の「各種変更届」(全 種類)
- ・知事許可の「決算変更届」
- ・知事許可の「廃業届」
- ・知事許可の「建設業に係る訂正 の届出書」

#### 埼玉県

- ・知事許可の「事業年度終了報告書」
- ・知事許可の許可要件にかかわらない変更(商号・名称、営業所の所在地(地番変更のみ)、資資本金額、電話番号、役員(経営業務の管理責任者・専任技術者・建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条に規定する使用人以外)、代表者(申請人)、役員氏名(改姓・改名)、国家資格者等・監理技術者、使用人数・定款)
- ・知事許可の「廃業届」(全部廃業)

(注) 当省の調査結果による。

# (参考) 建設業者数 (平成24年3月) 大臣許可9,746業者 知事許可47万3,893業者

備 考 国土交通省は、本調査途上の平成25年8月14日、都道府県別の建設 業の各種手続における郵送受付などの取組状況を取りまとめ、各都道 府県に情報提供を行った。

#### 事例 2-(2)-オ

府 省 名 国土交通省

関係法令名 建設業法 (昭和24年法律第100号)

件 名 建設業許可申請、建設業更新許可申請

## 調査結果

建設業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合は国土交通大臣の許可(権限を地方整備局長等に委任)、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合は都道府県知事の許可を受けなければならず、この許可は5年ごとに更新を受けなければ、効力を失う(建設業法第3条)。

建設業の許可申請書には、建設業法施行令(昭和31年政令第273号) 第3条に規定する「使用人の略歴書」を添付しなければならない(建 設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下、本事例において「施 行規則」という。)第4条)。

この「使用人の略歴書」は、施行規則第4条の規程及び「建設業許可事務ガイドライン」(平成13年4月3日付け国総建第97号)により、使用人が役員を兼ねている者については作成を要しないとされている。

しかし、各地方整備局がインターネットなどで公表している申請に 必要な添付資料の一覧表では、使用人が役員を兼ねている場合に「使 用人の略歴書」の添付が省略可能であることが記載されていない。

一方、愛知県は、申請者に交付する「建設業許可申請の手引き」で、 使用人が役員を兼ねている場合に「使用人の略歴書」の添付が省略可 能であることを記載している。

調査対象とした団体は、大臣許可申請においても、知事許可申請 と同様に、使用人が役員を兼ねている場合は「使用人の略歴書」の 添付を省略してほしいとしている。

## (参考)

- ① 建設業者数 (平成25年3月) 大臣許可9,790業者 知事許可460,110業者
- ② 建設業許可申請件数: 1万9,802件(平成24年度)
- ③ 建設業許可更新件数: 9万3,233件(平成24年度)

備 考 国土交通省は、本調査途上の平成25年8月9日までに、使用人が役員を兼ねている場合に「使用人の略歴書」の提出を要しない旨を各地方整備局等のホームページで周知する措置を講じた。

	説明図表番号
(3) その他	
今回の調査では、申請書、届出書及び添付書類に関する事項のほか、手	
続の負担を軽減する上で、次のとおり、改善が必要な事項がみられた。	
ア 申請書の様式などが地域によって異なるために広域的に活動する事業	事例 2-(3)-ア-
者の負担が重くなっているもの	1~3
同じ申請・届出等であるのに、国の出先機関又は都道府県が、申請書	
や添付書類の様式をそれぞれ独自に定めているため、広域的に事業活動 を展開している事業者において、手続のたびに申請書等を地域別に使い	
分けて作成している例などがみられた (3事例)。	
なお、1事例については、本調査途上の平成25年7月に是正措置が講	
じられた。	
イ 証明書類の発行機関が限定されているために申請者に負担が生じてい	事例 2-(3)-イ
るもの	
国や地方公共団体に登録する資格のうち、国の登録証明しか添付書類	
として認められないため、地方公共団体の事業のみを受注している申請	
者であっても国の資格審査を受けなければならない例がみられた(1事	
例)。	
ウ 届出書の用紙サイズがA4判でないもの	事例 2 - (3) - ウ
届出書様式の横の長さがA4判、縦の長さがB4判という変則的な用	4 P 1 2 (0) /
紙サイズのため、保存や複写に不便が生じている例がみられた(1事例)。	
エ 申請書等の提出部数が多いもの	事例 2-(3)-エ
申請書及び添付書類(最大29種類)の提出部数として各 9 部を求めて	
いる例がみられた(1事例)。	
オー必要性の有無にかかわらず、一律に事業所に書類を求めているもの	事例 2-(3)-オ
調査の必要に応じて求めれば足りる資料を、全ての事業所に一律に求	
めている例がみられた(1事例)。	
カ 届出書の提出期限が地域によって異なるもの	事例 2 - (3) - カ
同じ届出であるのに、国の出先機関がそれぞれ独自の提出期限を定め	4012 (0) 7
ているため、広域的に事業活動を展開している事業者の事務作業が、異	
なる提出期限が入り混じることで煩雑になっている例がみられた(1事	
例)。	
なお、この例については、本調査途上の平成25年7月に是正措置が講	

じられた。

## キ 審査に必要のない個人情報が含まれる添付書類を求めているもの

事例 2-(3)-キ

行政機関が、審査に必要のない個人情報を含む添付書類の提出を求め ている例がみられた(1事例)。

なお、この例については、本調査途上の平成25年5月に是正措置が講 じられた。

# ク 許可対象の行為の途中で許可条件の変更を伴う許可対象物の状態の ↓事例 2 - (3) - ク 変化が予定されていても許可条件の変更が行われていないもの

許可対象の一連の行為の途中で、許可条件の変更を伴う許可対象物の 重量の変化が予定されていても、許可条件の変更が行われていない例が みられた(1事例)。

なお、この例については、本調査途上の平成25年7月に是正措置を講 ずるための具体的な検討に着手した。

# ケ 審査に直接影響しない添付書類を用意できるまで許可対象資産を事業 │事例 2 - (3) - ケ に使用できないもの

許可を受けようとする者が、技術的な審査には直接影響しない添付書 類を取得し、それを申請書に添付できるまで申請を行えないため、その 間、許可対象資産を事業に使用できない例がみられた(1事例)。

なお、この例については、本調査途上の平成25年8月までに是正措置 が講じられた。

## 【所見】

したがって、関係府省は、申請者・届出者の負担を軽減する観点から、 次の措置を講ずる必要がある。

- ① 申請書・届出書の様式の統一を図ること。(環境省)
- ② 国の登録証明に限らず、地方公共団体の登録証明も、証明書類として 認めることを検討すること。(経済産業省)
- ③ 届出書様式の用紙サイズをA4判化すること。(厚生労働省)
- ④ 申請書等の部数を必要最小限のものとすること。(経済産業省)
- ⑤ 必要に応じ求めれば足りる調査関係資料を一律に求めないこと。 生労働省)

## 事例 2-(3)-ア-①

府 省 名 環境省

関係法令名 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下、 本事例において「廃棄物処理法」という。)

件 名 産業廃棄物管理票交付等状況報告

調査結果

産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他者に委託する場合、委託に係る産業廃棄物の種類、数量等を記載した産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。)を委託者に交付し、毎年度、その内容を都道府県知事に報告しなければならない(廃棄物処理法第12条の3及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下、本事例において「施行規則」という。)第8条の27)。

その報告様式は、施行規則に規定されており、環境省では、「産業 廃棄物管理票交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の 添付書類に関する書類の統一について」(平成23年3月31日付け環境 省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡)におい て、同様式を使用するよう都道府県等に求めている。

しかし、都道府県が様式に独自の報告事項を追加する場合があり、中には、「産業廃棄物の種類」に関する番号コードのように、都道府県が独自の番号コードを付与した結果、番号コードの共通性が失われている例がある。

調査対象とした事業者(複数の都道府県に事業所を設置)は、報告のたびに、各都道府県の記載方法を使い分けて書類を作成しなければならないため、様式を統一してほしいとしている。

改善の方向

環境省は、同じ報告で、都道府県ごとに異なる記載方法を求められている事業者の負担を踏まえるとともに、都道府県の事務遂行上の創意工夫を生かすため、産業廃棄物の種類に関する番号コードの統一を含め、様式の改善を図る必要がある。

府 省 名 環境省

関係法令名 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下、 本事例において「廃棄物処理法」という。)

件 名 産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請、産業廃棄物処分業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請、特別管理産業廃棄物処分業許可申請、同更新許可申請及び同事業範囲変更許可申請

調 査 結 果 産業廃棄物の収集又は運搬若しくは処分を業として行おうとする 者は、それを行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受け なければならない(廃棄物処理法第14条)。

環境省は、許可申請書については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下、本事例において「施行規則」という。)で、添付書類については「「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)」(平成18年3月31日付け環廃産発060331001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)でそれぞれ様式を定めている。

しかし、都道府県によっては、添付書類の様式を一部変更している場合があるほか、添付書類の記載方法については、都道府県がそれぞれ定めているため、例えば、「事業計画」について文章による記載を求める県とチャートによる図示を求める県、「排出事業場」について「県内」と記載すれば足りる県と具体的な事業者名及び所在地の記載を求める県など、同一事項を異なる表現形式や表現方法で記載しなければならない。

産業廃棄物収集運搬業は、産業廃棄物を積む場所と降ろす場所のそれぞれで都道府県の許可が必要であり、事業活動を広域で行う事業者は、複数の都道府県の許可を受けている。

調査対象事業者のうち、複数の都道府県の許可を受けている事業者は、手続のたびに各都道府県の求める表現形式や表現方法を使い分けて書類を作成しているため、様式を統一してほしいとしている。

## (参考) 許可件数 (平成22年度)

· 産業廃棄物収集運搬業

(新規) 15,567件 (更新) 36,252件 (変更) 3,256件

• 産業廃棄物処分業

(新規) 495件 (更新) 2,270件 (変更) 540件

特別管理産業廃棄物収集運搬業 (新規) 1,268件 (更新) 3,063件 (変更) 463件

特別管理産業廃棄物処分業 (新規) 34件 (更新) 86件 (変更) 27件

・複数の都道府県で許可を受けている事業者数(平成25年6月現 在)

約6万事業者

改善の方向 環境省は、同じ申請の添付書類について、都道府県ごとに異なる記載方法を求められている事業者の負担を踏まえ、添付書類の様式を施行規則で定めることを検討する必要がある。

## 事例 2-(3)-ア-③

府 省 名 国土交通省

関係法令名 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)

件 名 一般貨物自動車運送事業の許可申請、事業計画変更認可申請及び事業 計画変更届

調査結果

一般貨物自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の 許可を受けなければならない(貨物自動車運送事業法第3条)。

また、事業者が、事業計画の変更をしようとするときは認可を受けなければならない(軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは届出) (同法第9条)。

許可申請書、事業計画変更認可申請書及び事業計画変更届出書の様式は、全国9か所の地方運輸局ごとに異なっている。

調査対象事業者のうち、複数の地方運輸局の管轄区域に営業所を設置している3事業者は、いずれも手続のたびに各運輸局の様式を使い分けて書類を作成しているため、様式を統一してほしいとしている。

(参考) 一般貨物自動車運送事業者数 約5.7万社(平成23年度)

- 一般貨物自動車運送事業に係る申請件数(平成24年度)
- 許可 1,313件
- · 事業計画変更認可 10,460件
- 事業計画変更事前届出 158,015件 (事業用自動車の営業所別配置車両数の変更)

備 考 国土交通省は、本調査途上の平成25年7月18日に、許可申請書、事 業計画変更認可申請書及び事業計画変更届出書の統一様式を作成し、 事業者がこれを使用できるように措置を講じた。

## 事例 2-(3)-イ

府 省 名 経済産業省

関係法令名 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法

律第97号。以下、本事例において「官公需法」という。)

件 名 官公需適格組合証明申請

調査結果 官

官公需法に基づき毎年度閣議で決定される「中小企業者に関する国等の契約の方針」では、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする」こととされている。

中小企業庁の官公需適格組合の証明は、「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」(昭和61年6月9日付け61企庁第834号。以下、本事例において「官公需確認要領」という。)により、都道府県中小企業団体中央会の事実確認を経て、経済産業局が行っている。

官公需確認要領では、2回目以降の証明申請を行う組合は、国等の 競争参加資格の審査決定を受け、「資格登録先及び審査決定による格 付の一覧表」を添付することとされているが、その審査主体である「国 等」には地方公共団体が含まれていない。

このため、地方公共団体の事業のみを受注している組合にとって、 国等の審査決定を受けることが負担となっている。

改善の方向

経済産業省は、官公需適格組合の2回目以降の証明申請の受付に当たり、添付を求めている「資格登録先及び審査決定による格付の一覧表」について、その審査主体に地方公共団体を含めるよう検討する必要がある。

## 事例 2-(3)-ウ

府 省 名 厚生労働省

関係法令名 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号。以下、

本事例において「労働保険料徴収法」という。)

件 名 労働保険の保険関係成立届

調 査 結 果 労働保険の保険関係が成立した事業の事業主は、氏名又は名称、住

所、事業の種類、事業の行われる場所などを、所轄の労働基準監督署 長又は公共職業安定所長に届け出なければならない(労働保険料徴収 法第4条の2、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭 和47年労働省令第8号)第4条)。

この保険関係成立届の用紙の大きさは、横の長さがA4判(210mm)、縦の長さがB4判(364mm。A4判の縦の長さは297mm)の特殊な大きさの用紙である。

調査対象とした事業者は、保管や複写を行う場合に不便であるため 用紙の大きさをA4判にしてほしいとしている。

(参考) 保険関係成立届の申請件数 約33万8,000件(平成23年度)

改善の方向
厚生労働省は、届出者の負担を軽減する観点から、労働保険の保険

関係成立届の用紙サイズをA4判化する必要がある。

府 省 名 経済産業省

関係法令名 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法 律第97号。以下、本事例において「官公需法」という。)

件 名 官公需適格組合証明申請

調査結果

官公需法に基づき毎年度閣議決定される「中小企業者に関する国等の契約の方針」では、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする」こととされている。

中小企業庁の官公需適格組合の証明は、「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」(昭和61年6月9日付け61企庁第834号。以下、本事例において「官公需確認要領」という。)により、都道府県中小企業団体中央会の事実確認を経て、経済産業局が行っている。

この審査に必要な申請書及び添付書類(最大29種類)の部数は、官公需確認要領によれば、工事に係る証明の場合、各9部である。

経済産業省は、官公需確認要領に基づき、官公需適格組合審査諮問委員会(国又は地方公共団体の建設業許可等の担当者、金融機関役職員、学識経験者等で構成)の意見を聴く必要があり、当該委員会で使用するため9部となっている。

調査対象とした官公需適格組合は、電子媒体の普及を踏まえ、部数を削減してほしいとしている。

(工事に係る証明に必要な添付書類 29種類の内訳)

- 1 登記簿謄本
- 2 定款
- 3 組合員名簿
- 4 直前2年間の工事経歴書
- 5 直前2年間の脱退組合員名と脱退の理由
- 6 直前2年間の脱退組合員が施工を担当した工事の名称と被配分額
- 7 事業計画書
- 8 総会及び理事会の議事録(直前2年間のもの。ただし、官公需適格組合証明申請(更新に係る証明申請を含む。)並びに共同受注体制及び共同受注事業に関するものに限る。)
- 9 組合指導者の組合事業に関する経歴書
- 10 資格登録先及び審査決定による格付の一覧
- 11 組合事務所一覧表

- 12 事務局役職員の一覧表(氏名及び担当業務、常勤・非常勤の有無、組合による雇用関係の有無)
- 13 建設業の経営業務の管理責任者の経歴書
- 14 技術職員の資格を証明するもの又は実務経歴
- 15 役職員の健康保険被保険者証の写し(又は雇用関係の有無が確認できるもの)
- 16 組合事務所の所有又は貸借を証する書類の写し
- 17 共同受注委員会規約
- 18 共同受注委員会規約制定の決議書(総会議事録)
- 19 企画·調整委員会規約
- 20 企画・調整委員会規約制定の決議書(総会議事録)
- 21 官公需共同受注規約
- 22 官公需共同受注規約制定の決議書(総会議事録)
- 23 直前2年間の配分状況
- 24 共同受注検査規約
- 25 共同受注検査委員会規約(設置している場合)
- 26 建設業許可書の写し(取得している場合)
- 27 決算関係書類
- 28 収支予算書
- 29 誓約書

この点について、経済産業省は、平成25年5月16日付けで官公需確認要領を改正し、引き続き9部としつつも、当該部数の範囲内で経済産業局が別に指定する場合はその部数としている。

(参考) 平成24年度官公需適格組合証明申請の件数 物品納入等 23件 工事 5件 平成24年度官公需適格組合更新申請の件数 物品納入等 92件 工事 92件

改善の方向 経済産業省は、申請者の負担軽減を図る観点から、官公需適格組合 証明申請の申請書及び添付書類の部数を必要最小限のものとする必 要がある。

## 事例 2-(3)-オ

府 省 名 厚生労働省

関係法令名 健康保険法(大正11年法律第70号)

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

件 名 新規適用届の受付と同時に行う「新規適用調査の確認書類」

調査結果

初めて健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となった事業所の 事業主は、「新規適用届」を日本年金機構に提出しなければならない (健康保険法第3条第3項及び第204条。健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第19条及び第158条の3。厚生年金保険法第6条 及び厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第13条)。

日本年金機構は、新規適用届の受付と同時に「新規適用調査」を行う場合、事業主に対して関係帳簿として賃金台帳、出勤簿、労働者名簿、就業規則及び雇用契約書の提示を求めることとしている(「業務処理マニュアル」(日本年金機構作成))。

しかし、広島東、広島西、広島南及び呉年金事務所は、新規適用を 受けようとする事業所に対して、上記の書類のほか、新規適用届の提 出に併せて、一律に以下の書類を持参するよう求めている。

(広島東、広島西、広島南及び呉年金事務所が求めている資料)

- 定款
- 役員報酬決定議事録
- 現金出納簿
- 源泉所得税納付書
- 雇用保険・労災保険の適用関係書類
- 代表者印

上記の「新規適用調査」は、「日本年金機構が行う立入検査等の認可処理要領の改正について」(平成22年7月23日付け年発0723第2号厚生労働省年金局長通知)で、「被保険者の資格、標準報酬及び保険料の決定に関し、当該事務を行う範囲で」行われる調査とされている。

これについて、厚生労働省は、「被保険者の資格、標準報酬及び保険料の決定」に際して、設立登記はなされているものの休眠状態にあるような事業実態のない事業所を適用事業所としないよう、業務マニュアルに例示されている書類以外の書類を求めることがあるとしている。

しかし、最初から一律に全ての事業所に対して書類を求めるのではなく、厳格な審査を要する事業所に対して必要に応じて求めることが

申請者の負担軽減の観点から適当と考えられる。

(参考) 新規適用届出件数 72,894件(平成23年度)

改善の方向

厚生労働省は、新規適用届の受付と同時に行う「新規適用調査」の際に求める書類について、業務マニュアルに例示されている資料以外のものは、必要に応じて求めることとし、全ての事業所に一律に求めることがないよう日本年金機構を指導する必要がある。

## 事例 2-(3)-カ

府 省 名 国土交通省

関係法令名 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)

件 名 貨物自動車運送事業の事業計画変更の事前届出

## 調査結果

一般貨物自動車運送事業者は、各営業所に配置する自動車数の変更 を内容とする事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、国 土交通大臣(権限は地方運輸支局長に委任)に届け出なければならない(貨物自動車運送事業法第9条第3項、貨物自動車運送事業法施行 規則(平成2年運輸省令第21号)第6条)。

運輸支局は、当該事業計画変更の届出の受理に際して、当該変更に 伴い車庫の収容能力の拡大などの事業計画の変更が必要となる場合 には、事業改善命令の対象となる旨説明し、その変更手続を終了させ た上で当該届出を行うよう指導することとされている(「一般貨物自 動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更 認可申請等の処理について」(平成15年2月14日付け国自貨第77号自 動車交通局長通知))。

しかし、この事業計画変更の事前届出の提出期限は、運輸局等ごとに定められているため、「あらかじめ(当日でも可)」から「10日前」までの地域幅が生じており、全国的に営業所を展開する事業者にとって、異なる提出期限が入り混じり煩雑となっている。

表 地方運輸局等別の提出期限

地方運輸局等	提出期限
中部、近畿、中国	あらかじめ(当日でも可)
関東、東北、北陸信越	5日前
北海道、四国、沖縄総合事務局	7日前
九州	10日前

(注) 当省の調査結果による。

備 考 国土交通省は、本調査途上の平成25年7月、全地方運輸局等において、提出期限を「あらかじめ(当日可)」とする是正措置を講じた。

## 事例 2-(3)-キ

府 省 名 経済産業省

関係法令名 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法 律第97号。以下、本事例において「官公需法」という。)

件 名 官公需適格組合証明申請

調査結果

官公需法に基づき毎年度閣議で決定される「中小企業者に関する国等の契約の方針」では、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする」こととされている。

中小企業庁の官公需適格組合の証明は、「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」(昭和61年6月9日付け61企庁第834号。以下、本事例において「官公需確認要領」という。)により、都道府県中小企業団体中央会の事実確認を経て、経済産業局が行っている。

官公需適格組合のうち工事に係る組合は、証明基準上、請け負おうとする工事の規模などに応じ、組合の事務局に常勤の役職員を置く必要があり、審査機関は、その役職員の常勤性を審査するため「源泉徴収票」を添付書類として雇用関係の有無を確認している(「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領の運用について」(昭和61年7月21日付け61企庁第1247号。以下、本事例において「官公需確認要領の運用」という。))。

これについて、北海道中小企業団体中央会は、組合事務局の役職員 の常勤性は、給与明細書、健康保険証などの他の書類でも確認可能で あるのに、扶養親族や障害者の数などの個人情報が含まれている「源 泉徴収票」を提出することを疑問視する意見が官公需適格組合から寄 せられているとしている。

備考

経済産業省は、本調査途上の平成25年5月、官公需確認要領及び官公需確認要領の運用を改正し、雇用関係の有無が確認できる書類を「源泉徴収票」から「健康保険被保険者証(写し)」等に代える是正措置を講じた。

## 事例 2-(3)-ク

府 省 名 国土交通省

関係法令名 道路法 (昭和27年法律第180号)

件 名 特殊車両通行許可申請

調査結果

大型トラックや自走式建設機械など、幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径が車両制限令(昭和36年政令第265号)に定められている 最高限度を超える車両は、道路管理者が許可した場合に限り、道路を 通行することができる(道路法第47条の2)。

この特殊車両通行許可申請は、往路又は復路のみ特殊車両として通行する「片道申請」と往復路とも特殊車両として通行する「往復申請」に分けられる。

また、往路又は復路の一方で積載物を積載し、もう一方が空車となる場合、「片道申請」を二回行い積載状況に応じた通行条件で許可を受けるか、「往復申請」を行い空車の場合でも厳しい通行条件(徐行、連行禁止、誘導車配置、通行時間の指定など)で通行するかのいずれかを選択しなければならない。

調査対象としたA事業者は、往路又は復路の一方が空車となる場合、空車状態に応じた通行条件で通行するため、道路管理者に往復の「片道申請」 2 通を提出しているが、これが「往復申請」の1 通で済めば、作業時間(4時間)(注)が半減するとしている。

(注)国土交通省の平成23年度利用者アンケート結果(有効回答数627件)では、 申請1件当たり作業時間(片道申請・往復申請の双方を含む)は平均78分となっている。

(参考) 特殊車両通行許可件数 326,528件(平成23年度)

備 考 国土交通省は、本調査途上の平成25年7月、特殊車両通行許可の往 復申請において、往路又は復路それぞれの積載状況に応じた審査を実 施するためのシステム機能改善の検討に着手し、調査業務を委託し た。

## 事例 2-(3)-ケ

府 省 名 国土交通省

関係法令名 道路法 (昭和27年法律第180号)

件 名 特殊車両通行許可申請

調査結果

大型トラックや自走式建設機械など、幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径が車両制限令(昭和36年政令第265号)に定められている最高限度を超える車両は、道路管理者が許可した場合に限り、道路を通行することができる(道路法第47条の2)。

この特殊車両通行許可の申請書には、通行開始日、積載貨物の大きさ、車両諸元のほか、「車両番号」を記載し、これらを確認する書類として自動車検査証の写しを添付しなければならないため、新車の場合、自動車登録を受け「車両番号」の取得後しか許可申請が行えない。

自動車登録は申請日に即日実施されるのが通例であるが、特殊車両の通行許可の審査には一定の期間(平成23年度の平均審査日数は17.7日)を要するため、少なくともその間は、当該車両を事業に使用することができない。

調査対象としたA事業者は、通行許可を受けるまでの約1か月間、 新車の特殊車両を使用できなかったため、1台当たり約100万円の機 会損失を被ったとしている。

(参考) 特殊車両通行許可件数 326,528件(平成23年度)

備 考 国土交通省は、本調査途上の平成25年8月までに、新車の特殊車両 の通行許可申請を行う場合、自動車検査登録証の写しに代わる書類に より事前審査を可能とする改善措置を講ずるとともに、当該措置につ いてホームページ等において周知した。